## 急傾斜地崩壊防止工事について

「(仮称) 大椿台地区」については、これまでに『急傾斜地崩壊危険区域の指定に向けた説明会』や現地測量を実施し、「区域指定や急傾斜地崩壊防止工事」を実施するため、一団の土地の所有者等から同意をいただき、秦野市より要望書を受理しました。

現在、<u>指定に向け、区域指定図(案)の作成</u>を行っており、引き続き、 指定及び工事の着手に向け、取り組んでまいります。

※次頁に「位置図・工事実施までの主な流れ」があります。

急傾斜地崩壊防止工事は、土地の所有者等が自ら行うのが原則ですが、施工には多大な費用と高度な技術力を必要とします。

そこで、県では、<u>土地の所有者等からの要望を受け、一定の要件を満たす</u>危険度の高い区域を『急傾斜地崩壊危険区域』に指定した後、土地の所有者等に代わり急傾斜地崩壊防止施設の設置工事を実施しています。

## (仮称) 大椿台地区



## 

取組状況